

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律案

○核物質防護規制の強化

国際的なテロ脅威の高まり等を踏まえ核物質防護対策を抜本的に強化。国際原子力機関 (IAEA) の最新のガイドラインに対応した防護措置を講ずる。

＝ポイント＝

- ①設計基礎脅威 (DBT) の策定
- ②核物質防護検査制度の導入
- ③核物質防護秘密の保持義務

外部・内部からの脅威

- 核物質の盗取
- 施設への妨害破壊行為

＜防護措置＞

(事業者が核物質防護規定を策定)

国が核物質防護規定を認可

- 防護区域等の設定、出入管理
- 監視装置、見張り人の巡視
- 詳細事項の情報管理
- 警察等への連絡体制の整備

③核物質防護秘密の保持義務

対象：事業者(従業者)、行政機関職員等

事業者

国が作成し
事業者へ提示

国が監視

罰則で担保

①設計基礎脅威 (DBT)

事業者が防護措置を設計する際の基礎となる想定脅威

②核物質防護検査制度

事業者による防護措置の実効性を核物質防護検査官が定期的に検査

1年以下の懲役又は
100万円以下の罰金
(これらの併科あり)

○クリアランス制度の導入

今後、原子炉の解体工事が本格化し多量の廃資材が発生。放射能レベルの極めて低いものを再生利用できる制度を整備する。

＝ポイント＝

- ①クリアランスレベルの設定
- ②国による測定・判断方法の認可
- ③国による測定・判断結果の確認

①クリアランスレベルの設定

どのように再生利用・処分されても年間0.01mSv以下を超えないよう算出して設定

放射線量(Bq/kg)



事業者

- 測定・判断方法の設定
- 対象物の測定
- 事前の評価

②国による測定・判断方法の認可

事業者

国の認可を受けた方法により
事業者が対象物を測定・判断

③国による測定・判断結果の確認

保管・管理、搬出

〔再生利用〕
〔適正処分〕

制度が社会に定着するまでの間
○事業者が自主的に搬出ルート把握
○業界内で再生利用

○廃止措置規制の充実

事業を廃止する際に、国による廃止措置計画の認可を義務付け。廃止措置の終了時にも国の確認を受ける。

○罰則の改正等